

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅶ-1	Ⅶ その他業務運営に関する重要な事項 1 施設及び設備に関する計画 2 中期目標の期間を超える債務負担 3 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第33条第2項（附則第12条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	Ⅶ その他業務運営に関する重要な事項 1 施設及び設備に関する計画 該当なし。 2 中期目標の期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。 3 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第33条第2項（附則第12条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第33条第2項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第11条に規定する業務に係る借入金の金利変動リスクへの対応に充てるものとする。	Ⅶ その他業務運営に関する重要な事項 1 施設及び設備に関する計画 該当なし。 2 中期目標の期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。 3 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第33条第2項（附則第12条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第33条第2項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第11条に規定する業務に係る借入金の金利変動リスクへの対応に充てるものとする。	<主な定量的な指標> — <その他の指標> —	<主要な業務実績> 該当なし。	<評価と根拠> 評価：—	

4. その他参考情報
無し。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-2	VII その他業務運営に関する重要な事項 4 内部統制の適切な運用 5 業務運営の透明性の確保等 (1) 業務運営の透明性の確保 (2) 情報セキュリティの確保 (3) 個人情報の保護 6 人事に関する計画 (1) 方針 (2) 人材育成 (3) 人件費管理の適正化 (4) ダイバーシティの推進	-	関連する政策評価・行政事業レビュー
当該項目の重要度、難易度	-		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
VI その他業務運営に関する重要な事項 1. 内部統制の適切な運用 コンプライアンスの徹底や内部監査の質の向上を図るとともに、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)を踏まえ、内部統制の一層の充実・強化を図ること。	4 内部統制の適切な運用 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付総務省行政管理局長通知)を踏まえ、業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、理事長のリーダーシップのもと、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行い、内部統制の仕組みが有効に機能することを確保する。 コンプライアンスに関する研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。	4 内部統制の適切な運用 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付総務省行政管理局長通知)を踏まえ、業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、理事長のリーダーシップのもと、内部統制会議等において、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行い、内部統制の仕組みが有効に機能することを確保する。 また、業務実施の障害となる要因として識別したリスクに適切に対応するため、機構内におけるリスクコミュニケーションの活性化等により、リスク管理の実効性向上を図る。 コンプライアンスに関する研修の	<主な定量的な指標> - <その他の指標> - <評価の視点> ・内部統制の仕組みが有効に機能するよう、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行ったか。 ・国民が利用しやすい形での情報提供、適切な情報セキュリティ対策の推進、個人情報保護に関する適切な管理の徹底等により、業務運営に関する透明性の確保等が図られているか。	<主要な業務実績> 業務方法書の規定に基づき整備した内部統制の推進に関する規程等により、以下のとおり実施した。 ・機構の重要な意思決定については、全役員で構成される理事会で審議を行った。 ・全役員で構成される内部統制会議で、一元的に内部統制に関する議論を行った。 ・業務の適正確保を目的としたモニタリングを実施した。 ・「内部統制の推進に関する実施方針」に基づき、職員の意識向上及び普及啓発等を実施した。 ・理事長を委員長とするコンプライアンス委員会において、コンプライアンス実践状況の確認等を実施	<評定と根拠>VII-4、5-(1)(2)(3)、6-(1)(2)(3)(4) 評定：B 業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、モニタリングを通しての実態の検証・確認、必要な見直し等を行うことにより、内部統制機能の有効性を確保した。	

		<p>実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。</p>		<p>した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス研修について、職員が3年に1度は受講する方針に基づき、受講履歴を管理し実施した。上記研修に加え、当該研修の受講対象者でない職員を対象に、毎年、定期的にコンプライアンス意識の啓発が図られるようコンプライアンス意識啓発研修を実施した。 ・コンプライアンス講演会について、リスク管理や問題発生時の対応等に知見を有する弁護士を講師に招き開催した。 ・イントラネットを活用した研修を実施した。 	<p>コンプライアンス研修等を実施することにより、コンプライアンスに係る役職員の意識向上、周知徹底等を図った。</p>
	<p>5 業務運営の透明性の確保等 (1) 業務運営の透明性の確保 業務運営に関する透明性の確保を図り、機構業務の説明責任を果たすため、財務情報、業務の実施状況等について、ホームページに掲載するなど、国民が利用しやすい形で情報提供する。</p>	<p>5 業務運営の透明性の確保等 (1) 業務運営の透明性の確保 業務運営に関する透明性の確保を図り、機構業務の説明責任を果たすため、財務情報、業務の実施状況等について、ホームページに掲載するとともに、事業報告書等の各種報告書の内容を充実させるなど、より国民が利用しやすい形で情報提供する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・財務情報や業務の実施状況について、事業報告書等にて機構ホームページに掲載したほか、本社及び本部等に据え置いて一般の閲覧に供した。 ・トップページ上部に能登半島地震に関するリンクバナーを掲示し、機構の対応状況等を適切に情報発信した。 	<p>財務情報や業務の実施状況について、事業報告書等にて機構ホームページに掲載したほか、本社及び本部等に据え置いて一般の閲覧に供し、利用者が最新の情報を利用しやすい形で提供したことにより、透明性の向上に寄与した。</p>
<p>2. 業務運営の透明性の確保等 業務運営に関する透明性の確保を図るため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき、財務情報、業務の実施状況等について積極的に情報公開を行うこと。 また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施すること。また、役職員の情報</p>	<p>(2) 情報セキュリティの確保 「サイバーセキュリティ戦略」(平成30年7月27日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。 また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を引き続き行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。 さらに、役職員に対する研修を毎年実施し、情報セキュリティリテラ</p>	<p>(2) 情報セキュリティの確保 「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。 また、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を引き続き行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、増加が予想される外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。 さらに、役職員に対する研修を</p>	<p>内閣サイバーセキュリティセンターによるサイバーセキュリティ協議会との連携により、国及び関係機関との脅威情報の共有を進めるとともに、外部からの不正アクセスに対するセキュリティ対策として、外部専門機関による脆弱性検査やペネトレーションテストを継続して適切に推進した。 さらに、役職員等に対する情報セキュリティリテラシーの維持・向上については、階層別研修（新規採用職員・新任管理職・新任3～5級職員に対する研修）及び中途採用職員研修、全役職員向け研修、IT担当</p>	<p>国及び関係機関と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセスに対して外部専門機関による脆弱性検査やペネトレーションテストを実施し、適切なセキュリティ対策を継続して推進した。 さらに、階層別研修等に加え、標的型攻撃メール訓練、情報セキュリティ対策の自己点検等を適切に実施するとともに、毎月役職員等に対し、情報セキュリティ通信の発信を行い、情報セキュリティに係る啓発を</p>	

<p>セキュリティリテラシーの維持・向上を図ること。</p> <p>さらに、機構が保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な対応を行うこと。</p>	<p>シーの維持・向上を図る。</p>	<p>施し、情報セキュリティリテラシーの更なる維持・向上を図る。</p>		<p>者向け研修等に加え、標的型攻撃メール訓練や情報セキュリティ対策の自己点検等を実施し、それに加え、毎月役職員等に対して情報セキュリティ通信を発信し、情報セキュリティに係る啓発を行った。</p> <p>加えて、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の改定を踏まえ、情報セキュリティポリシーの改正を行った。</p>	<p>行うことで、役職員等の情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図った。</p> <p>加えて、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の改定を踏まえ、情報セキュリティポリシーの改正を行った。</p>
	<p>(3) 個人情報の保護</p> <p>個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき適切な対応を行うとともに職員に対する研修を毎年度実施し、適切な管理の徹底を図る。</p>	<p>(3) 個人情報の保護</p> <p>個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき適切な対応を行うとともに職員に対する研修を実施し、適切な管理の徹底を図る。</p>		<p>個人情報の保護について、法令に基づき適切な対応を行うとともに、イントラネットを活用した研修に加え、職員が 3 年に 1 度は受講する方針に基づく研修を実施した。</p>	<p>個人情報の保護について、法令に基づく適切な対応や各種研修を実施し、適切な管理の徹底を図った。</p>
<p>3. 人事に関する計画</p> <p>人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努める。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行う。</p> <p>(2) 人材育成</p> <p>社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるため、OJT（職場内研修）・OffJT（職場外研修）及び自己啓発支援を実施するとともに、配置任用計画との適切な連携により、これまで都市再生、賃貸住宅に係る業務や東</p>	<p>6 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努める。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行う。</p> <p>(2) 人材育成</p> <p>社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるため、OJT（職場内研修）・OffJT（職場外研修）及び自己啓発支援を実施するとともに、配置任用計画との適切な連携により、これまで都市再生、賃貸住宅に係る業務や東</p>	<p>6 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努める。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行う。</p> <p>(2) 人材育成</p> <p>社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるため、OJT（職場内研修）・OffJT（職場外研修）及び自己啓発支援を実施するとともに、配置任用計画との適切な連携により、これまで都市再生、賃貸住宅に係る業務や東</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の的確な推進に必要な人員を確保し、人員の適正な配置により業務運営の効率化を図っているか。 ・社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるため、業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力の承継を行っているか。 ・給与水準について、事務・事業の特性等を踏まえた水準とするとともに、職員の士気や業績の向上に資するような業績を反映した給与のあり方について検討を行っているか。 ・多様化する社会ニーズに対応し、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に 	<p>人員数については、宅地業務の収束、東日本大震災の復興支援業務の進捗状況及び各事業における必要性を踏まえ、業務上、経営上の目標達成のために必要な人員を適正な規模で配置した。</p> <p>機構の中期計画等で定める人材育成の方針を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力等機構の業務に求められる能力・専門性の向上を目的として、令和 5 年度において、202 件、延べ 13,146 人に研修を実施した。集合形式とオンライン形式を併用し、それぞれの長所を活かしたカリキュラムで研修を実施した。</p>	<p>人員数については、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置し、業務運営の効率化に寄与した。</p> <p>人材育成については、コロナ禍を経て、集合形式とオンライン形式を併用し、それぞれの長所を活かしたカリキュラムで研修を実施することにより、受講のしやすさや、質の向上に努めた。</p> <p>自己啓発支援については、社外での学びも積極的に推進することで、職員の自己啓発への意識を高めた。</p>

<p>事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させることや、都市再生、賃貸住宅に係る業務、東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継することに加え、新たな政策課題等に対応するため、人材の確保・育成に関する方針に基づき、高度な専門性を有する人材の育成及び国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織との人材交流等による人材育成を実施すること。</p> <p>人件費管理について、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、業務の特性等を踏まえた給与水準に留意するとともに、機構の業務実績等の給与への適切な反映など、給与体系の適切な運用を行う。</p> <p>多様化する社会ニーズに対応するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上に取り組むとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備するなど働き方改革に取り組むこと。</p>	<p>日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継する。さらに、新たな政策課題等に対応するため、人材の確保・育成に関する方針に基づき、高度な専門性を有する人材の育成及び国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織との人材交流、外部機関主催の研修への派遣等による人材育成を実施する。</p> <p>(3) 人件費管理の適正化</p> <p>独立行政法人改革等に関する基本的な方針及び独立行政法人通則法第50条の10の規定の趣旨を踏まえ、給与について、その水準が事務・事業の特性等を踏まえたものとなるよう留意しつつ、引き続き個人業績の反映強化を行うとともに、法人の業績を反映した給与のあり方について検討を行い、優れた人材を継続的に確保し定着させるとともに、その士気の向上を図る。</p>	<p>日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継する。さらに、新たな政策課題等に対応するため、人材の確保・育成に関する方針に基づき、デジタル人材を含め高度な専門性を有する人材の確保・育成及び国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織との人材交流、外部機関主催の研修への派遣等による人材育成を実施する。</p> <p>(3) 人件費管理の適正化</p> <p>独立行政法人改革等に関する基本的な方針及び独立行政法人通則法第50条の10の規定の趣旨を踏まえ、給与について、その水準が事務・事業の特性等を踏まえたものとなるよう留意しつつ、引き続き個人業績の反映強化を行うとともに、令和元年度に導入した業績連動型賞与制度を適切に活用することで、優れた人材を継続的に確保し定着させるとともに、その士気の向上を図る。</p>	<p>資する職場環境を整備したか。</p>	<p>新任管理職を対象に、部下職員をマネジメントする能力を向上させることを目的として、令和4年度に引き続き部下職員マネジメント研修及びテレワーク時におけるマネジメント研修を実施した。</p> <p>ビジネススキル等を幅広く学ぶことができるeラーニングプログラムを引き続き活用するとともに、ビジネススクールの対象を若手職員にも広げるなど自己啓発支援の拡充を図った。</p> <p>さらに、DX推進に寄与するデジタルリテラシー向上のため、関連資格取得の奨励、支援を実施した。</p> <p>技術力の承継に関しては、技術系職員に対して「研修シラバス」に基づき、これまで蓄積してきた技術力を着実に承継できるよう、また、総合力と専門力の知識をバランスよく、体系的に習得できるよう努めた。</p> <p>さらには、政策課題を的確に捉え、課題解決に必要な情報や知見を得ることができるよう、国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織への出向・派遣を引き続き実施した。</p> <p>特別手当について、法人の業務実績が一定の要件を満たす場合に当該実績を手当に反映させることができる仕組みを適切に活用した。</p>	<p>人件費管理の適正化については、法人の業績を特別手当に反映させる仕組みを適切に活用することにより、職員の意欲向上とともに優秀な人材の確保と定着に寄与した。</p>	
---	---	--	-----------------------	--	---	--

	<p>(4) ダイバーシティの推進</p> <p>多様化する社会ニーズに対応し、働き方改革を推進するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備する。</p>	<p>(4) ダイバーシティの推進</p> <p>多様化する社会ニーズに対応し、働き方改革を推進するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、育児や介護と両立しながら働き続けることのできる環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、時間と場所に捉われない多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する電子機器等の導入・活用及び職場環境の整備を進める。</p>		<p>女性の活躍推進については、平成31年に策定した「育児・介護と仕事の両立及び女性活躍推進に関する行動計画」(平成31年4月1日～令和6年3月31日)における目標(女性の管理職等の人数(平成30年度末39人)を期間内に倍増させる)に対し、令和5年度末時点で女性管理職等の人数を78人とし、目標を達成するとともに、引き続き女性の採用拡大に努めた。</p> <p>また、働き方改革の一環として進めている、働く時間と場所の柔軟化については、令和5年度に各職員が使用していた固定電話をスマートフォンへ切替え、テレワーク環境を整えるとともに、各種研修及び啓蒙を実施することにより、これまでに整備してきた制度、ツールの定着化を図った。</p> <p>障がい者雇用についても、積極的な採用と定着を図った。</p>	<p>女性の活躍推進については、「育児・介護と仕事の両立及び女性活躍推進に関する行動計画」における女性管理職等の人数目標達成に向け、令和5年度末時点で女性管理職等の人数をさらに増加させ、目標を達成するとともに、引き続き女性の採用拡大に努めた。</p> <p>また、働く時間と場所の柔軟化については、左記の措置を講じることによりワーク・ライフ・バランスの推進に寄与した。</p> <p>障がい者雇用についても、積極的な採用と定着を図った結果、2.93%(令和5年6月1日時点)の雇用率となり、法定雇用率を達成した。</p> <p>以上により、年度計画における所期の目標を達成していることから、B評定とする。</p>	
--	---	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

無し。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-3	VII その他業務運営に関する重要な事項 7 保有資産の適切な管理・運用 8 環境及び都市景観への配慮 (1) 地球温暖化対策の推進 (2) 建設副産物のリサイクルの推進 (3) 環境物品等の調達 (4) 都市の自然環境の保全・創出 (5) 良好な都市景観の形成 9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元 (1) 研究開発の実施 (2) 成果の社会還元		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
4. 保有資産の適切な管理・運用 機構が保有する賃貸宅地等の資産について、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応や持続的な経営の確保の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行うこと。	7 保有資産の適切な管理・運用 機構が賃貸に供している敷地その他の機構が保有する資産については、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行う。	7 保有資産の適切な管理・運用 機構が賃貸に供している敷地その他の機構が保有する資産については、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行う。	<主な定量的な指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点を踏まえ、機構が保有する資産の適切な管理・運用を行ったか。 ・環境への負荷の低減に配慮しつつ、都市の自然環境の適切な保全や良好な都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進しているか。 ・集合住宅ストックの維持・更新・再	<主要な業務実績> 市街地整備特別業務に係る「賃貸宅地資産の管理・運用方針」(令和元年8月策定)に基づき、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点を踏まえ、金利上昇や地価下落に伴うリスクに備え資産圧縮を行うなど、適切に管理・運用を行った。	<評定と根拠> VII-7、8-(1)(2)(3)(4)(5)、9-(1)(2) 評定：B 機構が保有する資産については、適切に管理・運用を行った。	
5. 環境及び都市景観への配慮 事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、自然環境の保全、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品等の調達による環境負荷の低減に配慮すること。また、機構が関与するまちづくりにおいては、質の高い景観形成を推進すること。	8 環境及び都市景観への配慮 事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品の調達を積極的に推進するとともに、都市の自然環境の適切な保全や良好な都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進する。	8 環境及び都市景観への配慮 事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品の調達を積極的に推進するとともに、都市の自然環境の適切な保全や良好な都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進する。				

	<p>(1) 地球温暖化対策の推進</p> <p>「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)、政府の温室効果ガス総排出量の削減目標を踏まえ、機構業務のあらゆる分野において、地球温暖化対策実行計画 (UR-eco Plan 2019) に基づき、二酸化炭素排出量の削減を推進する。</p>	<p>(1) 地球温暖化対策の推進</p> <p>政府の温室効果ガス総排出量の削減目標を踏まえ、機構業務のあらゆる分野において、地球温暖化対策実行計画 (UR-eco Plan 2019) に基づき、二酸化炭素排出量の削減を推進する。</p> <p>また、政府の「2050年カーボンニュートラル」宣言及び「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)、UR-eco Plan 2019を踏まえ、UR賃貸住宅の省エネルギー性能の向上や再生可能エネルギーの創出を促進するとともに、次期地球温暖化対策実行計画の検討を行う。</p>	<p>生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を行い、得られた成果を積極的に社会へ還元しているか。</p>	<p>地球温暖化対策を着実に推進するため、各本部支社のオフィスで実施した環境配慮の活動を相互に共有し省エネ意識の向上を図るとともに、UR賃貸住宅の共用部での省エネ性能の高い照明器具への改修等により、令和5年度における二酸化炭素排出量を、平成25年度を基準として38,500トン削減した。</p> <p>また、「UR-eco Plan 2019」を見直し、2030年度におけるCO2排出削減目標を引き上げるとともに、政府実行計画に準じたCO2排出削減対策や各分野における具体的な行動内容を定めた「UR-eco Plan 2024」を令和6年3月に公開した。</p>	<p>各種施策により、二酸化炭素排出量を、平成25年度を基準として38,500トン削減し、「UR-eco Plan 2019」における削減目標を達成する等、地球温暖化対策を着実に推進した。</p> <p>また、具体的な行動計画を伴った次期5か年計画として「UR-eco Plan 2024」を公開し、高い水準の社会的要請に応える企業姿勢を示した。</p>
	<p>(2) 建設副産物のリサイクルの推進</p> <p>循環型社会の形成に向けて、国の「建設リサイクル推進計画2014」(平成26年9月1日国土交通省公表)に準拠して設定した建設副産物の再資源化率等の目標値の達成を目指して、建設工事等により発生する建設副産物について、その発生を抑制し、リサイクルを図る。なお、国の建設リサイクル推進計画が改定された場合は、その計画を踏まえてリサイクルを推進する。</p> <p>さらに、UR賃貸住宅の建替え等においては、建物内装材の分別解体・再資源化等を推進し、建設混合廃棄物の削減を図る。</p>	<p>(2) 建設副産物のリサイクルの推進</p> <p>循環型社会の形成に向けて、国の「建設リサイクル推進計画2020」(令和2年9月30日国土交通省公表)に準拠して設定した建設副産物の再資源化率等の目標値の達成を目指して、建設工事等により発生する建設副産物について、その発生を抑制し、リサイクルを図る。なお、国の建設リサイクル推進計画が改定された場合は、その計画を踏まえてリサイクルを推進する。</p> <p>さらに、UR賃貸住宅の建替え等においては、建物内装材の分別解体・再資源化等を推進し、建設混合廃棄物の削減を図る。</p>		<p>機構事業の建設工事において、建設副産物の発生抑制・減量化・再資源化等の施策として、工事発注時に建設副産物の分別処理の実施について発注図書に記載、工事着手前に工事受注者が建設副産物の再生資源利用促進計画書を作成、建物内装材の分別解体等を実施し、「建設リサイクル推進計画2020」に準拠して設定した目標値の達成に努めた。</p>	<p>令和5年度の建設副産物の再資源化・縮減率等は、下表のとおり、国の「建設リサイクル推進計画2020」に準拠して設定した目標値を達成した。</p>
	<p>(3) 環境物品等の調達</p> <p>環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等</p>	<p>(3) 環境物品等の調達</p> <p>環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等</p>		<p>環境物品等の調達については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たし</p>	<p>環境物品等の調達は、設定した目標を達成した。</p>

令和5年度における建設副産物の再資源化率等

対象品目		令和5年度	
		目標値	実績値
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.8%
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.7%
建設発生木材	再資源化・縮減率	97%以上	99.9%
建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	99.9%
建設混合廃棄物	排出率	3.0%以下	2.65%
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	98%以上	98.1%
建設発生土	建設発生土有効利用率	80%以上	98.8%

注:集計対象は令和5年度に完了した契約金額500万円以上の工事

<p>6. 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</p> <p>国の施策等への対応、機構が実施する事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据えた研究開</p>	<p>に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき行うこととし、中期目標期間中における特定調達品目等の調達の目標は、同法第6条の規定に基づき、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成13年2月2日閣議決定）の基準を満たしたものを、公共工事において調達する場合を除き、100%とする。</p> <p>また、特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に基づき、的確な調達を図る。</p>	<p>に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき行うこととし、令和5年度における特定調達品目等の調達の目標は、同法第6条の規定に基づき、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年2月24日閣議決定）の基準を満たしたものを、公共工事において調達する場合を除き、100%とする。</p> <p>また、特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に基づき、的確な調達を図る。</p>		<p>た特定調達品目等のうち、公共工事を除く調達については100%（機能・性能上の理由から調達できなかったものを除く）調達した。また、公共工事では数値目標を設定した22品目について100%目標を達成した。</p>	<p>各種施策を通じて、グリーンインフラを活用した都市の自然環境の保全・創出を着実に推進した。</p> <p>また、「自然共生サイト（環境省）」の認定を取得することにより、対外的な評価も獲得した。</p> <p>各種施策を通じて、良好な都市景観の形成を着実に推進した。</p> <p>また、事業地区において、様々な団体等から17件の賞を受賞し、対外的な評価も獲得した。</p>
	<p>（4）都市の自然環境の保全・創出</p> <p>環境負荷の低減や居心地のよい空間形成を図るために、既存樹木の保存・移植等による緑地の保全や、既成市街地における屋上等建築物の緑化、周辺環境と連携した生物多様性の配慮、雨水浸透工法による地下水涵養等、グリーンインフラを活用したまちづくりを推進し、都市の自然環境の保全・創出を図る。</p>	<p>（4）都市の自然環境の保全・創出</p> <p>環境負荷の低減や居心地のよい空間形成を図るために、既存樹木の保存・移植等による緑地の保全や、既成市街地における屋上等建築物の緑化、周辺環境と連携した生物多様性の配慮、雨水浸透工法による地下水涵養等、グリーンインフラを活用したまちづくりを推進し、都市の自然環境の保全・創出を図る。</p>		<p>既存樹木の保存・利活用（西大和等4地区）、屋上等建築物の緑化（2地区）、地下水涵養を図る透水性舗装や浸透トレンチの導入（ヌーヴェル赤羽台等2地区）等を実施した。</p> <p>また、多摩平の森団地内緑地において、優れた生物多様性等の価値を有する緑地であることが評価され、「自然共生サイト（環境省）」の認定を取得した。</p>	
	<p>（5）良好な都市景観の形成</p> <p>にぎわいの形成を図る等地域の価値向上や住民の都市や団地に対する愛着や誇りを醸成させるために、地域の自然、生活、歴史、文化等の特性や、機構が継承してきた建物や樹木等の環境資源を積極的に活用し、新たな価値を加える建物のリノベーション・コンバージョン、居心地のよい団地の屋外空間や公的空間への再生、ランドマークの創造や良質な街並みの形成等を推進し、質の高い景観形成を図る。</p>	<p>（5）良好な都市景観の形成</p> <p>にぎわいの形成を図る等地域の価値向上や住民の都市や団地に対する愛着や誇りを醸成させるために、地域の自然、生活、歴史、文化等の特性や、機構が継承してきた建物や樹木等の環境資源を積極的に活用し、新たな価値を加える建物のリノベーション・コンバージョン、プレイスメイキングの視点も踏まえた居心地のよい団地の屋外空間や公的空間への再生、ランドマークの創造や良質な街並みの形成等を推進し、質の高い景観形成を図る。</p>		<p>浜見平地区 J・K 街区において良好な街並み及び景観形成・居住環境の向上を図るために、土地譲渡に関して景観審議会の審議を受けることを公募条件として示す等の取組を実施した。</p> <p>また、事業地区において、従前の地域特性を継承しながら新たな景観を創出した点などが評価され、全建賞、都市住宅学会賞、グッドデザイン賞等の賞を17件受賞した。</p>	
<p>9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</p> <p>国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据え、技術的検討や社会</p>	<p>9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</p> <p>DXの推進を始めとする国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見</p>				

<p>発を機構が実施する事業のフィールドで行い、得られた成果について積極的に社会還元するよう努めること。</p>	<p>実装に向けた実証実験等の研究開発を機構事業のフィールドで行うとともに、得られた成果については積極的に社会還元する。</p>	<p>据え、技術的検討や社会実装に向けた実証実験等の研究開発を機構事業のフィールドで行うとともに、得られた成果については積極的に社会還元する。</p>			
	<p>(1) 研究開発の実施</p> <p>集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を重点的に行う。</p> <p>なお、急速なAI・IoT等技術革新やBIM・CIM推進への対応、コスト削減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上・効率化等に資する技術について、国の研究機関、学識者、民間事業者等との共同研究等、関係者と連携した研究開発を積極的に推進する。</p>	<p>(1) 研究開発の実施</p> <p>集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を重点的に行う。</p> <p>なお、AI・IoT、自動運転、Maas等の急速な技術革新やBIM・CIM及びスマートシティ推進、ドローン活用への対応、コスト削減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上・効率化等に資する技術について、国の研究機関、学識者、民間事業者等との共同研究や実証実験等、関係者と連携した研究開発を積極的に推進する。</p>		<p>重点テーマとして掲げた、集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を50件実施した。(継続案件含む。)</p> <p>このうち、急速なAI・IoT等技術革新やBIM・CIM導入の推進、コスト削減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上、効率化等に資する技術に関する研究開発は30件である。(継続案件含む。)</p> <p>また、IoTやAI等を活用して様々な生活関連サービスを提供するという発想の下、東洋大学情報連携学部と「Open Smart UR」の共同研究を行っている。</p> <p>令和5年度は、旧赤羽台団地(東京都北区)の保存住棟に整備した生活可能なモデル住戸を活用し、生活モニタリングを4回(中期目標期間中に延べ5回)実施した。</p> <p>なお、令和元年に発足した「Open Smart UR 研究会」には、機構と東洋大学情報連携学部だけでなく、民間企業70社が入会している。令和5年度は当該研究会を2回開催して進捗報告を行ったところ、31社(58人)が出席した。</p> <p>さらに、住生活基本計画に定める「新技術を活用した住宅の生産・管理プロセスのDXの推進」の実現に資するものとして、集合住宅へのBIM導入による生産性向上に向けた研究で得られた知見の成果を踏まえ、令和5年5月に集合住宅用途では初となる設計BIMガイドラ</p>	<p>研究開発については、国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据えた研究開発を実施した。</p> <p>「Open Smart UR」においては、生活モニタリングを通じて収集したデータの解析を踏まえ、居住者の状況推測の可能性等について検討を進めた。</p> <p>さらに、BIMガイドライン及びBIMデータ類の公開により、新技術を活用した住宅の生産・管理プロセスのDXの推進に寄与した。多数の企業や団体からも関心を集め、積極的に普及活動を展開した。</p>

				<p>イン及びB I Mデータ類を公開した。</p> <p>設計事務所やゼネコンを中心にデータのダウンロード申込み数は約400件(R6.3時点)にのぼり、外部企業の依頼に基づくセミナーでの内容説明等も行った。</p>	
	<p>(2) 成果の社会還元</p> <p>蓄積した研究開発の成果は、機構事業への実装を図るとともに、広く社会へ還元するため、研究報告会の開催、学会への発表、地方公共団体の研修への協力、民間事業者への周知活動等により情報発信を着実に実施し、普及を図る。</p>	<p>(2) 成果の社会還元</p> <p>蓄積した研究開発の成果は、機構事業への実装を図るとともに、広く社会へ還元するため、研究報告会の開催、学会への発表、地方公共団体の研修への協力、民間事業者への周知活動、団地初の登録有形文化財となった旧赤羽台団地の保存住棟等の活用、情報発信施設整備の推進等により情報発信を着実に実施し、普及を図る。</p>		<p>蓄積した研究成果については、「URひと・まち・暮らしシンポジウム」の開催や「住生活月間中央イベント」への出展等を通して広く社会へ発信するとともに、日本建築学会大会において「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」を実現するための技術的事項に関する論文(12編)の発表により、建築に関する学術・技術・芸術等分野の関係者等へ情報発信を行った。</p> <p>また、令和5年9月に東京都北区赤羽台に「URまちとくらしのミュージアム」を開館した。NHK等テレビ放映4件、日経・読売・朝日等新聞掲載20件、他新建築、月刊東京人、WEB掲載等、多くのメディアに取り上げられ、令和6年3月末まで7,893人の来場者を迎え、反響を得ている。</p>	<p>研究成果については、シンポジウムやイベント、学会発表等を通じて、広く社会に対して発信するよう努めた。</p> <p>また、令和5年9月に東京都北区赤羽台に「URまちとくらしのミュージアム」を開館。各種メディアに取り上げられ、多くの来場者を迎えることができ、反響を得ている。</p> <p>以上により、年度計画における所期の目標を達成していることから、B評定とする。</p>

4. その他参考情報

無し。